

「こども用製品」の考え方

要綱P.1 2(1)

「こども用製品」の定義

- 主に乳幼児期（～未就学児）及び学童期（小学生）のこどものために製造されたものをいい、この考え方は、消費生活用製品安全法の「子供用特定製品」とは異なる。
- なお、製品は衣類・日用品・文具・玩具・スポーツ用品等、こどもが使用することを目的に製造された製品であれば用品種別は問わない。ただし、医薬品・食料品、衛生用品、健康管理用品は対象外とする（※）。また、育児に際して保護者のみが使用する製品は、こどもが使用することが想定されないため対象外とする（※）。

（※）除くものの製品例



医薬品・食料品
(飲み薬・うがい薬等)



衛生用品
(石鹼・爪切り等)



健康管理用品
(体温計・マスク・絆創膏等)



保護者のみが使用する製品
(マタニティウェア・搾乳機等)